

令和6年第2回南幌町議会定例会

一般質問（質問者3名）

（令和6年6月12日）

①「補聴器購入費の助成について」

熊木議員

補聴器購入費の助成について、町長に伺います。令和3年第2回定例会で、高齢者補聴器購入費助成について一般質問をしました。町長は、国において「認知症施策推進大綱」により、認知症の予防と共生を主眼においた施策を推進していることから、国の公的補助として制度化されることが望ましいと考えており、今後、国や道、他市町村の動向を注視してまいりますと答弁しました。高齢化とともに耳の聞こえが悪くなり、コミュニケーションが取りづらく外出をためらうなどの悩みは多く寄せられています。

昨年実施した第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査のなかでも「外出を控えている理由」という問いで、耳の障害（聞こえの問題など）が9.6%となっています。同計画の基本理念にうたわれている「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を最期まで送ることができるまち」に沿って、補聴器購入の公的補助を町で検討することが必要ではないでしょうか。

補聴器は大変高額で、補聴器が必要であると考えの方が購入を見合わせるという状況が生まれているのではないのでしょうか。各種広告で補聴器がよく取り上げられている昨今ですが、道内では22自治体で制度化し、利用者からは補助が受けられて購入することができた喜びの声があがっているとお聞きます。今年4月から旭川市ではモデル事業として上限5万円、対象50人でスタートしています。また、隣の北広島市では、対象は65歳以上、上限5万円、すでに利用中で新しく買い替える方も含むという制度を取り入れています。本町での実施について考えを伺います。

大崎町長

補聴器購入費の助成についてのご質問にお答えします。

本町の補聴器購入の補助については、障害者総合支援法に定める補装具として、

聴覚障がいの身体障害者手帳6級以上の交付を受けている方及び難病の方を対象とした国の補助制度により対応しています。

ご質問の高齢者の補聴器購入に対する助成制度については、独自の助成制度を実施している自治体が全国的に増加傾向にあることは承知していますが、現在、国において高齢難聴者に関する調査研究として、「聴覚障害の補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」が進められ、また、全国市長会などから制度創設を求める要請がされていることから、国の公的補助として実施すべきものと考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

なお、難聴は高齢者の多くの方が直面する課題であり、気づかないうちに進行することが多いことから、チェックシートなどによる早期発見と、難聴が疑われた場合の医療機関への受診勧奨に努めてまいります。

熊木議員（再質問）

再質問を行います。なんか大変残念に思います。私は先ほどの質問の中でも申しましたけれども、令和3年6月に同じ質問をしました。先ほど答弁にありましたように、町長は、国の動向を注視していくという答弁でした。今回も同じようなことで、ちょっとがっかりしました。先ほど聴覚障がいの身体障害手帳の件で御答弁がありました。そもそも国の制度として、障害者総合支援法に基づいて補装具費支給制度というものがありますが、障害者手帳の交付、聴力が70デシベル以上の重度・高度に限っているということで、軽度・中度は対象外となっています。この難聴の程度というのは、聞こえ具合で70デシベルというのは、両耳で40センチ以上離れると、その会話が理解できないと言われていています。40センチの範囲でしか会話が聞き取れないというのはかなり大変な状況かと思います。町長としては、こうした制度、国の制度ですから、それに対して、この見直しも含めて意見とかを言うということは考えていないのでしょうか。それを1点伺います。

また、前回の質問で、私は国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会が認知症の35%は予防可能な9つの原因により起こりうると考えられると話しています。その中で難聴は9%で、最大の危険因子であると発表したということが紹介されています。難聴による聞こえの低下がなぜ認知症に関係するかは未だに未解明ですが、日常生活の中で意思疎通がうまくいけなくなったり、社会参加をためらったりする実態があると思います。加齢性難聴はコミュニケーションを困難にするだけでなく、脳の機能低下につながり、鬱や認知症の原因になると考えられています。私は先ほどの質問のなかで、昨年行ったニーズ調査のことについて質問しました。このニーズ調査であらわれているのは、聞こえの問題で、9.6%という答え

が出ています。これは調査に回答していない方を含めると、加齢による難聴者は増えているというのが実態ではないでしょうか。この調査結果については、町長としてはどのようにお考えか、それを伺います。

難聴者の社会参加を促すためにも、補聴器は本当に必需品だと思いますが、本当に高額なため購入をためらっているという方は多いと思います。広告とかが入ってくる中でも、上限が本当に100万とか150万とかっていうのも見られます。それで、広告とかに出ているのを使って、でもなかなかこううまく合わないという悩みもあって、それでなかなか使わないというような人も見受けられます。耳の不調を放っておくうちに、やはり手後れになるというケースが生まれていると思います。補聴器は、眼科とか歯科の治療に保険が適用されるのに対して、保険がきかず高額となっているというのが現状です。諸外国では保険適用というのがあります。日本の場合は、この補聴器に関しては保険が適用されない、こういうような現状もありますので、先ほど町長が答弁したように、国としてやはり制度として実施していくというのは私も同感ですけれども、やはり早いうちにこの町内でも補助を進めていくということが必要ではないかと、繰り返し質問しています。

確かに北海道で22自治体というはまだまだ一部とは思いますが、全国では270自治体でこの補聴器購入費助成事業が実施されています。それによって会話がスムーズになったとか、社会参加を十分できるということで、認知症を遅らせたり、高齢者がいきいきとこのまちで過ごしていくというような実践が積み重なっていると思います。そういう意味では、本町でもこのニーズ調査に基づいて、やはり助成制度を検討するというふうに私は必要だと思いますけれども、再度伺います。

大崎町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えさせていただきます。アンケート調査結果でございますけれども、外出を控えている理由ということで、まず1番目には足腰の痛み、2番目で外での楽しみがない、3番目が病気、4番目が交通手段がないということで、5番目に耳の聞こえの問題ということで、今回9.6%のアンケート調査の回答をいただきました。前回第8期の時、令和3年度から5年度に向けてのアンケート調査結果でございますけれども、耳の聞こえの問題とお答えした方は10.3%でございましたので、ほぼ横ばいではないかなというように私は考えております。本町の難聴者の状況でございますけれども、聴覚障害2級から6級の手帳交付者は、本町では18名いらっしゃいます。大半がかなりの高齢者であります。

また、手帳交付以外の方もおられると思いますけれども、その数については町のほうでは把握はできておられません。また、補聴器が高額であると。または高額なた

めに購入を見合わせるというような方がおられるのではないかとということもございますけれども、補聴器の価格はおおむね3万円から高額なものまで、幅広い価格帯ではないかなと思っております。町のほうでは高額のために買い控えをされていると、控えているという方がいらっしゃるといふ話は、担当のほうにも私のほうにも聞こえてはきておりません。

それで、全国的な状況でございますけれども、全国1,746市町村のうち、現在制度化されているのが238自治体ということで、13.6%でございます。道内では議員からのお話もありましたけれども、22市町村で12.2%というような状況でございます。管内では赤平市、歌志内市、沼田町の2市1町であります。それで本町の購入費助成の考えでございますけれども、前回は御答弁させていただきましたけれども、全国的な実態、そしてこれから向かう超高齢化社会を考えた場合、購入費の助成については、やはり国の制度で行われるべきというように私は考えてございます。なお、町長としてそういう国に対しての要望はしないのかというお話がございましたけれども、全国市長会、そして北海道市長会のほうからも、こういう要請活動が行われていまして、また、本町議会においても令和元年の第2回定例会において意見書を採択されて、国のほうに制度の充実を要望されております。従いまして、私についてはその国の制度化を早急にされるべきであろうというように考えてございます。なお、その期間に難聴者が、難聴の方が進む、症状が重くなるというような御指摘でございましたけれども、今耳の聞こえがよくない方に対するチェックシートなんかもありますので、そういうものを使いながら、それは保健師のほうでそういう方との対応になるわけですが、そういうものを使いながら耳鼻科への受診勧奨に努めるというような考えでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

熊木議員（再々質問）

再々質問を行います。質問して再質問して、再質問ですけれども、答弁は変わらないということでした。ニーズ調査についても、今町長からのお話を伺いました。私はニーズ調査をして、やっぱり実態がわかってきていると思うんですよね。それで、先ほどチェックシートによって保健師さんが聞き取りしたりということもありましたけれども、令和3年の質問の中でも、例えばその健康診断に耳鼻科の医師を招いて、聴覚検査、そういうものをするとか、そういうことができないかということは、予算委員会とかそういう中でも質問してきましたけれども、本町には耳鼻科がないということもありまして、なかなかそこを受診するというのが大変だということもあると思っておりますので、今後健康診断の中で、聴力のそういう聞き取りとか、

そういうものやっっていくということをぜひ取り入れて、早期発見に努めてはどうかと思いますが、そこは見解を伺います。

また、昨日から北海道新聞に難聴への備えという記事が連載されています。これは高齢者だけでなく、スマホやリモートの作業、イヤホンでの日常的な視聴により、若い世代で難聴が早く出る可能性があるのではないかと危惧すると、難聴研究の第一人者であります札幌医科大学の教授が記事を寄せています。高齢者のみならず、今、難聴は広がっているということが今日の新聞の記事でも伺うことができました。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を最後まで送ることができるまちというのを掲げている町としては、やはり国に対して要望を、私達も意見書を出しましたけれども、全国市長会とかそういう中でも意見を出しているということですが、それがなかなか制度化にならないので、各自治体ではやっぱりやりくりをしながら今、先進的に進めているというのが実態ではないかと思えます。町長が言われるように、道内でも13%とか、少ないパーセンテージでというふうに思うかもしれませんが、やはり1割以上の自治体がそれを取り組んでいるということは大きなことだと思います。沼田町とかでも取り入れていて、5万円を上限にということですが、根室だったか、ほかのところでは何回もできるということとか、補聴器の修理とかそういうことにも適用するという細かいものを設けながら、町民とか住民から聞き取りをしながら進めているという実態がありますので、国任せにしないで、町としても、私は旭川が今回モデルケースとして50人を対象にということで始めました。それはやっぱり長い間、老人クラブとかいろんな所からの運動とかもあって実現したものだと聞いていますけれども、町の予算の中で、難聴の人が全てそれを申込みをして、この補助制度を利用したいというのはなかなか考えにくいと思います。そうであれば、この理念にあるように、町としてそれを応援するという意味で、一定の予算をつけてそこの中で検討していくというぐらいの姿勢があってもいいのではないかと思いますけれども、再度町長にこれを伺います。

大崎町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。難聴者の方、購入されても雑音とか煩わしさがあって、それで取り外して、なかなか普段使いをされない方も多いというように聞いています。また、私もお聞きするんですけども、既に補聴器を有しているんですけども、利用していない方が多いと、利用されない方が多いというようにも聞いております。

また、全国的に今、前回からみれば制度を単独事業でやられている所も増えてい

るのも事実でございますけども、一方、制度化して購入はしたんですけども装着率が低いということで、制度を取りやめている市町村もあるようであります。制度があることには越したことはないわけでございますけども、やはり難聴者、加齢性難聴、特にやっばし生活習慣病の予防が大事であるというように考えてございますので、引き続き保健事業と介護予防事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、健康診断の中でということでございますけども、このことについては、なかなかほかの方もいらっしゃるというようなこともあって、環境が取れないということで、健康診断の中でというのは難しいようであります。いずれにいたしましても、高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送り続けていただけるように、外出支援などを含めて寄り添った形で、町の保健行政、福祉行政を推進してまいりたいというように考えております。

① 「はれっば」効果を地域活性化に結びつけるために」

湯本議員

それでは、はれっばを効果的に地域活性化に結びつけるためにということで、町長にお伺いをしたいというふうに思います。国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と言われているものですが、2050年の人口減少は全国的に大きな波紋を呼んでいます。

南幌町は現在、子育て支援、住宅建築助成金の最大200万円の補助、子ども室内遊戯施設「はれっば」の開業など、独自の取組で人口増を実現し、全国的にも注目を浴びています。

「はれっば」が開業して1年が経過しました。想定を超える来場者数で、全国的にも南幌町の知名度を大いに上げる成果を生み出していると思います。

社人研は南幌町の2050年の人口予想を4,352人としていますが、こうした町の取組によってこの予想よりも緩やかな減少になることが予想されます。国全体の人口減少傾向が続く中、一町村の努力によって人口を維持し続けることは至難であり、全国的な流れからは緩やかであるにしても遅かれ早かれ南幌町も人口減少による財政的な負担は避けられないと考えています。1番の問題は人口減少によって公共施設、インフラなどの維持管理費が重く町民にのしかかり、負担が大きくなり、町の財政が維持できなくなることが懸念されます。

こうしたなか、「はれっば」の来場者数が21万人を超えたとする明るい報道がありました。大きく予想を超えて来場しているとはいえ、町からの指定管理料は決して小さくはありません。「はれっば」来場者の経済的効果はまだ十分に利用し切れているとはいえない状況であると考えことから、以下の2点についてお伺いいたします。

- 1、ビューロー特販所の拡充や、「はれっば」周辺に手軽に立ち寄り、地場の農産物などを購入できるように周辺商業地域を活用することは考えられないか。
- 2、現在の指定管理者制度では将来、町民負担の増大が懸念され、大きな負担となることも予想されます。「はれっば」の経済効果を高めるために来場者の町内消費を促す施策の考えはありますか。

大崎町長

「はれっば」効果を地域活性化に結びつけるためにのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、現在、ビューロー特販所では、観光協会の会員が生産する米、野菜、特産品を販売していることから、「はれっば」に来場される多く

の方々に立ち寄っていただけるよう、特販所の充実について、観光協会と協議してまいります。

また、「はれっば」周辺において地場農産物などを購入できる場所として、ビューロー特販所とAコープ南幌店がありますが、他に地場農産物の購入については、町内の農産物直売所に足を運んでいただけるよう、「直売所マップ」などを活用し情報発信を行ってまいります。

2点目のご質問については、「はれっば」の来場者に対し、施設内に設置しているデジタルサイネージによる飲食店情報の紹介や、観光協会が作成した「ラーメン街道」、「すいーつ巡り」などのリーフレットを配置し、各店舗の情報発信を行っています。

また、市街地においては、新たに、鮮魚店、パン屋、カフェなどが出店されています。「はれっば」の来場者に、町内各店舗を利用していただくためには、事業者における取組が不可欠であると考えことから、町内消費の促進に向け、商工会と協議してまいります。

湯本議員（再質問）

答弁に対する再質問を行います。今町長述べられたんですが、これは今やられている行政の側で、はれっばにも、温泉などにも、ラーメン街道やスイーツ街道などなどの取組、これらや南幌町内にある商店の紹介などをやっている。それは民間というか、それぞれの人方の御努力を軸に、そこを紹介しながら町を宣伝するという事でやられているわけです。しかし、はれっばをつくった最大の目的は何かということだと思ふんです。はれっばは今御存じのように目標数を大きく超えて、21万人が来場したということは先ほど一般行政報告の中でもありました。はれっばに来て、子どもの声が中央公園に響き渡り、そして地域の人と町外の方々が交流をする。この点での目標は大いに成功したというふうに思うし、これを成功させた努力に対しては私も敬意を表するものであります。

しかし、先ほども言いましたように、指定管理制度のもとでは、毎年町が、ここに何十万人の来場者が来ても町の収入にはならないわけですね。町は指定管理料を支払うわけです。そして遊具などの更新などがあれば、それらについても町が負担していく。町の負担は続くわけです。そしたら何が重要かということ、町もこの地域再生計画の中で述べているように、はれっばをつくることによって町の活性化、そして町の地域に対する経済的効果、これを大きく勝ち取っていくと。変な話ですけど、民間の言葉で言えばですね、はれっばで大きく消費者を呼び込んで、そして、その人方に町にお金を落としてもらおう、経済的効果を発揮してもらおう、そして

居住をしてもらおうと。まちの魅力を知っていただいて。これが目標だと思うんです。であればですね、先ほどの答弁で従来今やられているような農産物の販売方法や、町の魅力を発信するという点については非常に弱いというふうに思うんです。

アンケートとか大がかりなことで聞いたわけじゃありませんけれども、多少私もパークゴルフで近くにいながら、利用者の方にどうですかと数人の方に聞いたところ、やはり一番問題は、はれっばは面白いねって。でも町に来るとはれっば以外に行く所がないわと。せつかくこの農産物、田舎という言葉を使っちゃいましたけど、農産物が豊富にあるだろうと思って期待して来ても、どこにも売ってないよねと。いや、ビューローにありますよと言っても、ほとんどの方は、えーって。申し訳なさそうに置いてあるような形では、なかなか魅力を感じないと。やっぱりもっともっと町の魅力を発揮した農産物の販売所なりですね、ないんだろうかという答えがたくさんありました。お店もたくさんあるけどみんな遠いよねって。車で探し回りながら行かなきゃいけないし。こういうこともあります。

何よりも、町の中心街にこの効果が出ているかという点、それは御存じのように、なかなか町の中心街には恩恵がまだ回ってきていないというふうに思うんですね。まだはれっばが昨年開業して1年ですから、はれっば自体の成功は大成功だというふうに思うんですが、これを町がつくったこの地域再生計画に基づいて、目標数は出ているわけですよ。それからすると、今の町長の答弁は非常にちょっと消極的というか、ちょっと心配になるような回答だったんですけれども、本施設整備による町内への経済波及効果として約2億4,300万円。これが見込めるほか、町民税の増収額を約580万円見込んでいる。もうこの事業をするに当たって、地域経済効果をどのように見るか、試算は出ているわけです。これは計画ですからね、このとおりにいくとは当然思えません。しかしその努力はしなきゃならないし、それにあつた施策は出してこなければならぬと思うんです。でなければ、はれっばは残念ながら何十万人来ようとですね、町の町民にしてみれば大きな負担になりかねない。そういう事業だということを指摘しておきたいというふうに思うんです。

ですから質問しますけれども、今やられてるようなビューローに依存するのか、もっと町が力を入れて、もっと本格的に町という点、町内に経済的効果を及ぼすような施策を講ずるつもりがあるのかどうか、再度質問いたします。

大崎町長（再答弁）

湯本議員の再質問にお答えいたします。経済効果のことを随分言われていました。町のほうとしましては、経済効果は当然必要でございます。現在1年目、施設の導入目的に当たって、いろいろ努めてまいりました。その結果として、大きく交流人

口の拡大、知名度向上、中央公園のにぎわい、これなんかが町の活性化につながっていると私は思っています。また、子どもたちの関係でございますけども、子どもたちも元気で室内で遊んでいただいて、お母さん同士のコミュニティも広がっていて、そういう意味での効果はあるのかなというふうに考えています。また、中学生も現在も放課後なんかは友達とスマイルゾーンに来て宿題をしたりして、そういう小学生・中学生の居場所づくりにもなっているのではないかと思います。また、年配の方も数人でコーヒーを飲みに来て会話を楽しむなど、幅広い世代の方に利用されていて、地域のコミュニティとしての顔ができつつあるのかなというように考えてございます。

そしてオープン以来、雑誌・新聞・テレビでも放映されて、こういうことで本町の知名度向上、そして本町における子育て支援の手前味噌ではありますけども、評価・認知度が高まってきているのではないかなというふうに考えてございます。これに経済効果がつながればベストなわけでございますけども、なかなか今現在そうなっていないという御指摘をいただきました。

ビューローの特販所、軽食コーナーの運営については、観光協会で行ってございます。それで、ビューロー全体の利用者数、コロナ禍前が6万7,000人でした。それで令和2年、4万5,000人。令和3年、5万人。令和4年、5万6,000人。そして昨年度が6万2,000人で、徐々にコロナ禍前に戻りつつあるように感じております。それで、農産物の直売所、ビューローに申し訳なさ程度にしかないということでございますけども、これにつきましては会員の方が出していただいて、今18名いらっしゃるんですけども、その方々が出していただいております。これについての充実については、当然このコロナの来場者が増えておりますので、観光協会とも十分協議をしてまいりたいなというふうに考えてございます。また、ほかの場所としましては、Aコープのもぎたて市がございまして、そっちのほうも農協さんのほうで6月から11月の間開設していただいているというようなわけでございます。ほかに町内で買える場所がないということでございます。まあ、農村部に直売場がございまして、そっちのほうで新鮮なほうの野菜をお求めということで、町ではマップなどを作成して、そっちの利用促進も呼びかけております。いずれにしても、ビューローの特販所の関係については、多くの方が利用していただけるように農産物の品揃えも含めて、観光協会と協議をしてまいりたいというような考えでございます。

それと、経済効果を種々言われておりますけども、オープンしてまだ1年でございます。我々も懸命にやってきました。それで経済効果、やはりこう町が経済をする上での主体的にはなりうることはできません。やはり事業者の取組、それと施策

を結びつけなければなりません。それで事業者の取組については、商工会のほうにも種々お願いしておりますけども、なかなかまだ結果としてはあらわれてはいないのかなというような段階でございます。これから2年目になりますけども、そういうことも含めまして内部でも議論を深めて、また各関係機関とも連携しながら経済効果が果たされるように努めてまいりたいというように考えています。

湯本議員（再々質問）

町長もなかなか大変だというふうには、わかるんです。というのは、例えば南幌の農産物の関係で言ってもですね、この前JAの役員の方ともお話をしました。南幌は品数がというか、品目が少ないですよという話を率直に交流の場でさせていただいたんですけれども、南幌は法人が多くて、作物は全部機械化によってできるものはやるけど、人手のかかるような作物はなかなかつくりきれないと。従って、そうした野菜のですね、手間のかかるようなものはなかなか販売ルートというか、地元におりるぐらいの数をつくるということはできないというような話などですね、商工会の人方とも困難な話をいろいろ聞いているわけです。であればですね、やっぱりそこは町がもうちょっと主導権を持ってですね、こういった関係団体と話をしてもいいんじゃないかというふうに思うんですよね。本当にこのはれっぱで人が来ていただいて、町の魅力をもっと存分に出していこうというのであれば、思いつきで申し訳ないですけど、町営農園だっていいと思うんですよ。町民の方々の力を借りながらですね、安心安全な無農薬の野菜を届けるというようなことをしてもいいと思いますし、それができなければ、やっぱり週に1回でも2回でも土日市場みたいな形で、はれっぱの近くで、せっかく来ていただいている方々に、町の農産物を手に取って買い求めていただくというようなことなども含めて、民間任せと言ったら変ですけど、努力をいろいろお願いをしているようですけども、それにとどまらずに、町が本当にもっともっと先を切り開いていくようなつもりでですね、ぜひ先導していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、まだこの事業が始まったばかりで、あれこれの評価についても、こうだということも私は今言うべき時期ではまだないというふうに思っていますので、ぜひこうした意味では経済効果をきちんと発揮できるような方策をですね、町長は先般2期目の意向はもう表明されているわけですから、町長の今度の政策の中にもしっかりと入れていただけるということを期待して、再度ですね、思い切ったそういった形で町が主導を持って、各団体との協議を進めていく。町民の力も借りていくということについて、御質問させていただきたいと、ご返答いただきたいと思います。

大崎町長（再々答弁）

町がですね、関係機関と積極的に協議していくということについては、今までの姿勢と変わりはありません。また、農産物がなかなか市街地で買えないということでございますけれども、本年12月にスーパーマーケットがオープンされます。その中で地場産農産物だとか、特産品を取り扱っていただけないかというような今、協議も進めているところでございます。なかなか町が建物を建てて、また農園をやっ、それを売るといようなことは、なかなか今までの例からしても、ほかの町からみてもなかなかこれは困難であります。やはり民間の活力と連動していくということが私は大事であると思っております。

それと経済効果につきましては、やはり直接的な効果と間接的な効果があります。また将来的な効果もあります。なかなか把握が難しいというのが現状でございます。そんな中で、お店のほうにつきましても、先日商工会長のほうから、料飲店に対しましても土日の営業ですとか、お昼の営業ですとか、そんなような要請をさせていただいております。そして私のほうからは、商工会の先般あった総会の中で、私の挨拶の中で、こういうはれっぱの来場者が予想を上回る多く来ていただいていると。このことを踏まえて、町の町内の消費拡大につながる取組について検討いただくようお願いをさせていただきました。同様に、議長の挨拶でも述べられております。そんなことで、関係機関への働きかけはしているつもりでございます。しかし、飲食店や小売業、高齢化や後継者不足という問題が深刻化しております。それと事業者それぞれ、事情も抱えていることと思えます。また、はれっぱが開設して1年でございますから、その様子を見られている事業者もおられるのではないかなと思っております。

いずれにしましても、そんなようなことで町が中心となって、そういう活性化について努めていきたいという気持ちは変わりません。しかし、はれっぱの成果として経済効果は大変重要でございますけれども、施設の整備の目的としまして、先ほど申し上げました町民のコミュニティや居場所づくり、このような基本的な取組をしっかりやっていきたいというように考えてございます。

①「有機栽培と社会の現状及び将来の農業のあり方について」

高橋議員

基幹産業が農業の南幌町で、農家ではない私が今回の質問というのは大変失礼に値すると自覚しておりますので、初めに深くお詫びを申し上げます。それでは質問に入らせていただきます。有機栽培と社会の現状及び将来の農業のあり方について。現在、南幌町では化学肥料、農薬の使用を前提とした慣行栽培が大半であると認識していますが、多量の農薬を使用することによる水質汚染や生物多様性の脅威、農薬が人の健康に与える悪影響などに懸念があります。

先日、議員の学校で講師をしていただいた、鈴木宣弘教授の講義内容を参考にしますと、輸入にほぼ100%依存している化学肥料の原料である、リン、カリウム、尿素が、クワトロショックにより高騰し購入できないことや、すでに生産中止の配合肥料も出てきて今後の国内農家への肥料供給の見通しが立たなくなってきています。

化学肥料の原料が調達できなければ国内生産量は大きな影響を受けると言われています。

慣行栽培には形がきれいで収穫量も多く、安価で安定した食材の供給がしやすいなどのメリットがあります。しかし、今後日本は化学肥料に頼らずに国内資源を最大限活用する有機農業の技術が従来の農家にも重要になると考えられることから、以下の2点について伺います。

1、環境保全型農業直接支払交付金の取組の中に堆肥の施用がありますが、将来の有機農業転換への起爆剤として期待できます。町単独で堆肥の施用に交付金予算を組むことはできないでしょうか。

2、日本の食料自給率は38%程度ですが、種や肥料の自給率の低さを考慮すると10%程度だと言われています。現在の不安定な世界情勢の中で、南幌町の基幹産業である農業を守るために私たちにできることは何なのか、あるいは何が最善と思われるか等、町長が考える将来の南幌町の農業のあり方について伺います。

大崎町長

有機栽培と社会の現状及び将来の農業のあり方についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対し、国、道、市町村の負担割合により交付するもの

です。

また、6月5日に公布された「改正食料・農業・農村基本法」において、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が掲げられ、今後、環境負荷低減の取組に対する具体的な内容が検討されることから、町独自による「堆肥」施用に係る支援を行う考えはありません。

2点目のご質問については、本町では、令和2年に「南幌町農業振興ビジョン」を策定し、一つ目に「収益性の高い農業の確立」、二つ目に「経営基盤の強化に向けた担い手の育成」、三つ目に「消費者との交流と食育の推進」、四つ目に「環境と調和した活力ある農村の構築」を柱として掲げ、農業振興を推進しています。

なお、現在、国において新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定を進めており、今後の農業情勢と本町の実情を踏まえ持続可能な農業の推進に取り組んでまいります。

高橋議員（再質問）

一つ目の質問はわかりました。出す気はないということですよ。はい。

二つ目なんですけど、そんなに難しい質問ではなくて、僕は農業のプロとかではないので、結構もっと素人目線というか、町民さんからもちょうとこう多少は聞かれているようなことだったので伺いたかったんですけど、有事の際ですね。有事の際とか、今だったら海外の戦争とかで何か輸入が止まるとか、そういう場合ですよ。そういう場合の食料安全保障みたいなものの観点から、町長が南幌町の農業は今でも安心であると思っていच्छやるのか、もしくは違う流れをつくったほうがいいと思っていच्छやるのか。要するに町長が考える食への安心感を感じ取ってもらえる将来の農業のあり方について、どう思い描いていच्छやるのかというのを単純に聞いたかっただけなんです。だから国がとかではなく、町としてどう動くのか、動けるのかということですよ。それで有機栽培という話に今回はなっているんですけども、そういう極端な事態なのかもしれないんですけども、今から、例えば有機農家さんって少ないと思うんですけど、もうちょうとこう増えてもいいのかなという。国内原料を使ってやる農家さんですから、輸入が止まったとしても、ある程度はちょうと耐えうるものになるのではないかなというところだったんですよ。クワトロショックというの、多分全部は知らない方もいると思うので、4つあって、1つはコロナ禍というやつですね。2つ目は中国の爆買いですね。小麦、大豆、トウモロコシ、牧草、魚粉、肉、魚などですよ。3つ目が異常気象、4つ目がウクライナ紛争ですね。これによって世界の食料争奪戦というのが激化したということになっているんですけども、そういう有機とか、今も確かに

有機はいいとは思いますが、酪農家さんも今ちょっと大変な状況なので、その有機もしかしたら脅かされるようなことになるのかもしれないので、究極的には、無肥料・無農薬みたいな考えにもなるのかなとも思いますし、これが何も起こらなかったとしても、南幌町の自給率ではなくて、自給力と言うのでしょうかね。そういうものが上がるというのは、多分南幌町の一つの魅力ともなるのかなというふうにも思ったりするんです。

そういったところでさっきの給付金の話もそうなんですけど、今の社会情勢を考えた時に、ちょっとでも有機のほうに少しずつでも移行していくのが大事なんじゃないかなという農家さんも出てくるような気がしたんですけども、町長の希望みたいなものでしょうかね。僕なんかは今議員をやっていますが、入る前はスローガンとしては、有事の際にも絶対に飢えない自治体づくりという感じで、今議員をやらせてもらっていますが、何かちょっとこう、今のこの社会の情勢とかを見ると、ちょっと僕も不安を感じているというところがあるので、例えばですよ。答えやすいようにというわけではないんですけど、僕は素人なので笑っていただいても構わないと思うんですけど、例えば持続可能な、みたいなところで言えば、酪農家さんとかを誘致してみるとか、グラスフェッドですよ。生きた牧草を食べて大きくなるような、酪農家さんとか、あとは草堆肥とか。こういうのも化学肥料も高いので、そういうのもどんどんこう活用していくような、15年ぐらい前に何か農協さんでも青年部の方が草堆肥を何かつくっていらしたという話も聞いているので、今後はそういうものもまた必要になってくるのではないかなとは思ったりするんです。何かそういう急に有機栽培というのはもう絶対無理な話なのでそれはわかっていますから、そういう不測の事態に耐えられる農業というようなイメージを持っていただきたいとは思いますが、なのでさっき言ったように、今でもいいと思っていられるのか、違う流れをつくったほうがいいと思っていられるのか、町長が考える、町民の皆さんに安心感を持っていただけるような、南幌町の将来の農業ビジョンみたいな、そういう思いみたいなものをちょっとお聞かせ願えないかなと思います。

大崎町長（再答弁）

高橋議員の再質問にお答えをいたします。ちょっと大変難しい問われ方をしたなと言いますか、私の思っている農業のあり方と言いますか、これをどういう目線で言うのかということでございます。町民の安心感という部分でお答えをするのか、持続できる南幌町の農業という形でお話をするのか、ちょっとどの辺かわからないんですけども、まず本町の農業の形態でございますけども、議員御承知のとおりだ

と思うんですけども、耕地面積約5,400町でございまして、ほとんどが田でありまして、全国的でも先駆的に基盤整備を進めてきた地帯でございまして。現在の主要な作物の作付面積でございましてけれども、飼料用米を含めて今水稲が約2,000町、小麦が1,800町、大豆が600町、野菜が170町、その他地力作物というような状況でございまして。農家戸数は、御存じのとおり減少してきております。従いまして、一戸当たりの経営面積も大きくなって、現在は30町を超えております。そういうことから大型化が顕著でありまして、当然、機械化も進んでおります。あと、近年は食用のお米が減少しているということで、本町の農業経営という見方をすれば、水稲の場合はやはり経営の安定がしやすいということで、一番の作物でございましてから、これについては一定の面積を確保していくということが大事でないかなというように思います。それと、やはりそうならば小麦、大豆、または地力作物、これらを輪作体系として、これらの作物を利用して輪作体系を組むという形が、今現在大型化しておりますから、そういう土地利用型農業という形に進んでいくのではなかろうかなと思います。これは今現状と、あと農家の経営安定ということを考えればということでございまして。軽々しく申し上げられませんが、そういう土地利用型農業がこれからも進んでいくのではないかなというように考えてございまして。有機農業を否定するものではございません。

今現在、国のほうでここ最近、みどりの食料システム戦略、地球温暖化防止に向けた環境負荷の低減対策としてそういうものが進んでおりまして、議員言われたように堆肥の施用ですとか、または公私の連携ですとか、そういう取組が増えておりまして、実際南幌町でもそういう取組をしている方がおります。これから今回6月5日に公布された新農業基本法の4つの柱の中の1つとして、環境との調和ということが掲げられましたので、それを支える仕組みづくりがこれからされていくだろうと。それと、その基本法を具現化するための新基本計画というのが来年3月に策定される予定でございまして。その中で、それらが含まれてくるのであろうということであると私は考えてございまして。

また、先ほどはちょっと言い忘れたんですけども、高齢化・大型化に伴いまして、労働力不足が今農家のほうでもかなり厳しい状況でございまして。そういうことで担い手の確保も力を入れていかなければなりませんし、また、これからは省力化ということで、スマート農業も進めていかなければならないというように考えてございまして。あと、町民の安全安心ということで、町民の皆様からも本町の農産物を実際に消費していただく機会もつくらなければなりません。お子さんに対しては、子育て支援米とかということでやらせていただいております。また、地産地消ということでは学校給食の取り入れをしたり、朝市なんかを開催しております。そういうこと

で町民の皆さんからも安全安心とと思っていただけるように、本町農産物の利用促進が深められますように、そういう取組を進めてまいりたいというように考えてございます。なかなかいただいた御質問と答弁があっているかどうかわかりませんでしたけれども、そのようなことでございます。

高橋議員（再々質問）

多分、僕が逆に質問されてもすごく答えづらいものだと思っています。先ほども言いましたけども、本当に不測の事態ですよね。化学肥料の原料がもう全く止まってしまったとか、さっき言った戦争などにより輸入が止まってしまったとか、そういうものになるとは思うんですけど、そういう時に輸入とか外資とか、そういうものに頼らないで、できる、動ける一次産業というのを守ることは結構大事だと僕は思っているんですよね。なので、本当に究極的なことを言えば、住民さんみんなが参加できるような、農業を守っていくような動きとかも、今から少しずつつけていくとか、本当に小さいことでもいいと思うんですよね。例えばさっき言った草堆肥もそうですけど、町というか行政区で、皆さんで今雑草問題が結構町でありますけど、刈って一か所に溜めて、出来上がった草堆肥なんかを農家さんに運んであげるなど、本当に小さいことでもいいんですけど、今やられている施策とか、全部すごく大事だと思うんですけど、そういう小さい歯車を今からちょっところ動かしていかないと、そういうさっき言った不測の事態、そういうふうな時には、身動きが取れなくなるんじゃないかなという、住民の皆さんも食への不安とかも一瞬で立ち上がると思うので、住民全員で南幌町の一次産業である農業を守れるような流れとか、そういうものが何かあったほうが良いと僕は思っています。何か一つでも具体的なものがあれば、周りの職員さんは優秀な方がいっぱいいらっしゃると思いますから、そういう妥協案とか、そういうものも出てくると思うんですよね。

なので再々質問なんですけど、何かそういう僕が今言ったようなことで、具体的な何か1個でもいいんですけど、何かないでしょうか。

大崎町長（再々答弁）

高橋議員の再々質問にお答えいたします。有事の際というようなことでのお話ではなかったかなと思いますけども、議員御承知のとおり、肥料につきましては原材料の6割が国際価格なんかで大きな影響を受けております。ロシアのウクライナ侵攻で、肥料が令和3年に一度ぐっと上がったんですけども、今年の1月に入ってから減少傾向と。価格がですね、減少傾向というようなことになってございます。それで、現在国のほうでも肥料の確保、備蓄ということで今力を入れております。

また、それに対する外交なんかも力を入れてございます。肥料の確保という点でお話をさせていただきました。

それで、食料安全保障、有事の際の食糧安全保障は大変大きなお話であると思います。この食料安全保障につきましては、まさに今新農業基本法の中に、食料自給率の引き上げについても入れるということになりましたので、その動きをみる必要があるのかなということでございます。国全体の食料安全保障については、これはもう国全体でやっていかなきゃならない問題であるのかなと思います。

あと、町民が何をできるのかということでございます。なかなか難しい質問でございますけども、今農協さんの販売高というのは、年間40億から50億ほど販売高がございます。当然、それを維持して農家経営を安定させていきたいというような思いがあります。そういうような農家の実情、今置かれている実情ですね。そういうものをより町民に深く理解をしていただいて、応援団になっていただくというような取組が大事ではなかろうかなと思います。

最後に、昨日政府が来年度予算に向けて骨太の方針の原案を示しました。その中で、新基本計画の策定に当たりまして、みどりの食料システムの確立に向けて有機農業を後押しするということが示されましたので、私はその動向を注視してまいりたいというように考えてございます。